

砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

平成 27 年 3 月 27 日

告示第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障がい者が就労等のために自動車運転免許（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 85 条第 1 項に規定する第 1 種普通免許に限る。）を取得する場合に要した経費の一部について、町が予算の範囲内において砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、町内に住所を有する者のうち、就労等社会参加のため免許を取得した者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、過去に自動車運転免許取得費の助成を受けたことがない者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、免許の取得に直接要した費用（自動車教習所までの交通費等は含まない。）の 2 分の 1 以内とし、10 万円を限度とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(助成金の交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、自動車運転免許取得（運転免許証に記載された交付年月日）後 6 月以内に砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 免許取得に要した費用の額が明らかとなる領収書の写し
- (4) その他必要と認められる書類

(助成金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は却下を決定したときは、砥部町障がい者自動車運転免許取得費助

成金交付決定通知書（様式第 2 号）又は砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成金交付却下決定通知書（様式第 3 号）により、必要な条件を付して、速やかに申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第 6 条 助成金の交付決定を受けた者は、砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成金請求書（様式第 4 号。以下「請求書」という。）を、町長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第 7 条 町長は、前条の請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第 8 条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金を他の目的に使用してはならない。

（交付決定の取消し等）

第 9 条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において既に助成金が交付されているときは、町長はその全部又は一部を命ずることができる。

- (1) この告示及び助成金交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他助成事業の施行について、不正の行為があったとき。

（その他）

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日告示第 62 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 17 日告示第 12 号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成金交付申請書

ふりがな 氏 名			生 年 月 日	年 月 日
住 所			申 請 額	円
職 業		勤務先の名称 及び所在地		
障害者手帳 の 種 類	☐ 身体障害者手帳（ 種 級） ☐ 療育手帳（A・B） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（ 級）		手 帳 番 号	第 号
			交付年月日	年 月 日
運転免許証	免許証番号		交付年月日	年 月 日
運転免許を 取得した自 動車教習所				
免許取得を 必要とする 理 由				
上記により自動車運転免許を取得したので、砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成 事業実施要綱第4条の規定により、助成金の交付を申請します。				
年 月 日 砥部町長 様 申請者 住所 氏名  ※署名又は記名押印				

(注) 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳)の写し、運転免許証の写し、免許取得に要した費用の額が明らかとなる領収書の写しその他必要と認められる書類を添付のこと。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障がい者自動車運転免許取得費助成金について、砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

交付決定額 金 円

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成金交付却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障がい者用自動車運転免許取得費助成金について、砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、次の理由により却下決定したので通知します。

却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、砥部町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、砥部町を被告として（訴訟において砥部町を代表する者は砥部町長となります。）、提起しなければなりません（なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第 4 号（第 6 条関係）

砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成金請求書

年 月 日

砥部町長 様

住所

氏名 印

年 月 日付け 第 号で、交付決定を受けた障がい者自動車運転免許取得費助成金について、砥部町障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり請求します。

一金 円也

金融機関名	銀行・農協 信用金庫	本店・支店 出張所
預金種別	普通 当座 その他（ ）	
口座番号		
口座名義人		